

各 〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

「水際対策強化に係る新たな措置（6）」に基づく誓約に違反した場合の氏名等の公表について（依頼）

「水際対策強化に係る新たな措置（6）」（令和3年1月13日）に基づき、全ての入国者に対して、当分の間、入国時に、14日間の公共交通機関不使用、14日間の自宅又は宿泊施設での待機、位置情報の保存、保健所等からの位置情報の提示を求められた場合には応ずること等について、誓約を求めるとともに、誓約に違反した場合には、氏名や感染拡大の防止に資する情報等が公表され得ることとされたところです。

つきましては、貴職におかれては、新型コロナウイルスによる感染拡大の防止のため、氏名等の公表に該当する可能性がある事案の報告に関して、下記により御対応いただくとともに、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。


記

1. 渡航歴のある者であって、令和3年2月24日以降に日本に入国したものについて、入国後14日以内に誓約に違反する行為を把握した場合には、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（※）まで、別添の様式にて御報告いただくようお願いいたします。

なお、個人情報の提供については、誓約書において、「誓約違反が疑われる行為が確認された場合には、自治体等から関係当局に、当該行為に関する情報（個人情報を含む。）の提供がされ得ること」について、あらかじめ入国者の同意を得ております。

（※）報告・問い合わせ先

【厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 入国後情報報告先】

メールアドレス： 

2. 1の報告に当たっては、別添の様式をメールに添付する際にパスワードを設定するとともに、送信先等に誤りがないよう、複数人での確認を行うなど、個人情報の保護の観点から細心の注意を払っていただきますようお願いいたします。

【参考】入国者が提出する「誓約書」については、下記の厚生労働省ホームページに最新のものを掲載しておりますので、ご参照願います。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html